

## 日本消化器内視鏡技師の資格更新手続きについてのお知らせ

日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則（平成13年10月17日改定）第15条③「審議会の定める資格更新申請書により、必要条件を満たし5年ごとに資格更新の手続きをしなければならない」に従い、下記要領にて資格更新手続きを行なって下さい。

- 1 昭和58年第2回、昭和63年第7回、平成4年第12回、平成10年第17回、平成15年第22回、平成20年第27回技師試験により認定された技師は更新手続きを行なって下さい。
- 2 本会報巻末の資格更新申請書に必要事項を全て記入し早めに下記へ提出して下さい。  
**〆切は平成25年3月末です。**

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-2-1 新御茶ノ水アーバントリニティビル 4F  
 日本消化器内視鏡学会事務局 技師更新 係

問い合わせ  
 TEL 03-3525-4670

- 3 技師研究会・技師学会（地方会・全国どちらでも可）2回分の出席証明書コピーと支部長承認の機器取り扱い講習会または機器セミナー（基礎編・実践編どちらでも可）1回分の受講証明書コピーを更新申請書に添付して下さい。（過去5年以内の証明書有効）
- 4 新たに制度審議会で定めた国家資格（新受験資格参照）を取得した方は免許証コピーを添付して下さい。
- 5 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。
- 6 技師会年会費に未納分がある場合は手続きできません。技師会報春号綴じ込みの振込用紙、または郵便局備え付けの振込用紙にて更新申請時に未納分を納入して下さい。

振込先

加入者名：日本消化器内視鏡技師会  
 口座番号：00100-7-362079  
 年会費：3000円（通信欄へ会員番号を記入して下さい。）

- 7 所定の手続きを完了した方には、新しい認定証を発行します。（平成25年6月送付予定）  
 〆切り後（4月以降）提出された方は認定証発行に時間がかかりますので御了承下さい。

### ●業績書方見本

業 績	技師研究会	平成21年4月18日第11回東京消化器内視鏡	技師研究会・学会
	(技師学会)	平成22年12月5日第16回神奈川消化器内視鏡	技師研究会・学会
	機器取扱い	平成21年12月4日第15回神奈川消化器内視鏡技師研究会	機器講習会・セミナー

### ●証明書のコピーについて

- ・原本にマジックかボールペン（鉛筆不可）で記名後コピーをして下さい。  
 無記名、コピーへの記名は無効です。原本に記名欄がない場合は余白部に記名して下さい。
- ・出席していても当日、証明書を受け取らなかったり、紛失した場合は無効です。
- ・ネームプレート型の小型証明書は複数をもとめて1枚にコピーして結構です。
- ・原本は受け付けません。原本を提出された場合、返却致しません。
- ・規定回数以上出席された方も研究会・技師学会2回分、機器1回分のみ提出して下さい。
- ・コピーは更新申請書の裏面に添付し、左上をホチキスで止めてください。
- ・コピーが複数枚になる場合は貼付例のように斜線部を糊付けし、重ねて貼って結構です。
- ・証明書類のコピーはB5版（更新申請書と同じサイズ）に統一してください。

- ◎ 資格更新申請書の受理確認を要望される方は、本会報巻末の「資格更新申請書受理通知」はがきに返信先（住所、氏名）を記入し、50円切手を貼付のうえ、資格更新申請書類とともに提出して下さい。
- ◎ 次回以降、更新者名簿に氏名の不掲載を希望する方は、技師会報巻末の「氏名等変更届」はがきに必要事項を記入し提出して下さい。